

余裕期間設定工事実施要領の一部改正の概要

野洲市総務部総務課

1. 改正内容

柔軟な工期設定を行えるよう以下のとおり余裕期間を改正するもの。

(改正前) 実工期の 30%を超えず、かつ、120 日を超えない範囲

(改正後) 実工期の 30%を超えず、かつ、180 日を超えない範囲

2. 改正理由

優秀な技術者を早期に確保し、受注者視点として技術者配置や労働者確保等の準備をより円滑に行えるよう、余裕期間の上限日数を国土交通省や滋賀県と同水準まで延長するもの。

3. 施行日

令和 6 年 2 月 1 日